政 老 令 朽 0 化 整備 7 シ に 関 日 する 等 政令案  $\mathcal{O}$ 管 理 及び 新 再 旧 対照 生  $\mathcal{O}$ 円滑 条文 化 目 等 を 次 义 るため 0 建 物 0 区 分所有等に 関する法律 等  $\mathcal{O}$ 部を改正 する法律の 施行に と伴う 関 係

000000  $\circ$ **※** 公不風宅益動俗地 地 行 政 現 独 7 方自 令 政 行 立 営 シ 不 等 条 通 産 建 行 ,報者! 服 治 の文 特 業 物 政 彐 文は、 法施 定共 等 取法 審 ン 部 查法施 引業 人の住建 保  $\mathcal{O}$ 行令 「ス 同 規 を 護 改 事 制 法 法 宅 替 行すす 7 別 業 施 及 金 え (昭 ] する政令 法施 び 表 行 融 等 和二十二年政 第 業 令  $\vdash$ 支  $\mathcal{O}$ (平成二十七年政 八号の 行令 援 フォンに 務 Н (昭  $\mathcal{O}$ 機 滑 の に 法 ま ま な た 和三十 適 構 化 令 正 法 に 関 施 和 化 七年政 (令第十六号) 等に関 六年 する 七年政令第二百七十いて利用される特定 を定める政令 九 行 年 令 令第三百 法 政 政 棄 令 令 する法律 律 第三百 第四 成 施 十 行 九十 る特定ソフトウェ(平成十七年政令 百十三号) (抄) 九 令 施 八十三号) 年(平 行令 一号) (抄) 令 九号)」により 成 (附則第二項 (昭 第三 + 年政 几 一十号) 和 年 令第百四 五. 政 アに係る競 十九 令第三 (第 五 (第七条関 関 (第三 (抄) 改正 係 年 四十六号) 条関 一百六 政 品された後の の競争の促進 一条関 令第三百 (第二条関 係) + 係 (係) 七 号) (抄) 十 条文 (係) に 九 (抄) (号) 関 する法律第三条第 第六条関 (令和七年十二月 第 抄 条関 係 第 係 四 条 +関 凣 項 係 日 0) 施 事 業 行 0 規 模 を 定  $\otimes$ る 23 22 21 20 16 25 24

 $\bigcirc$ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百六十七号)(抄)(第一条関係)

節 雑 則 (第四 一二条 第四十三条

附第 五章 雑 則 (第四 十四四 〜 条 ・ 第四十五条

## 第 章 7 ンシ $\exists$ 再 生事 業

第 節 施 行者

## 第 マンショ 再 生 組 合

計

画

 $\mathcal{O}$ 

縦

0

ての

公告

業計

画

0

縦覧に

0

1

て

0

公

第 平 項 より事業計 (法 成 +市 匹 覧 第三十四条第二項において準用する場合を含む。 1年法律 の開 町 村 始 画を公衆の 長 べは、 第七 0 月 十八 7 場 号。 縦覧に供しようとするときは、 所及び時間を公告しなけれ 日 ンの 以下「法」という。)第十一条第 再 生等 0 円 滑化 に ればなら 関 する法 ) の規定 な 律

見 0 内 容  $\mathcal{O}$ 査  $\mathcal{O}$ 方法

第

条第四 行 用 項 は 定による意見の聴取については同令第九条の規定を、 する場合を含 (平成二十 する。 都 本 政 国 の 二 文の規定による意見の陳述については行政不服審査 不服審查法 1土交通: 項において準用 十 この 府県 七 法 場合に (知事等 省令」 年政令第三百九十一号) 、 う。 律第 伞 条 と、 下この 以 七十八号) お 成二十六年法律第六十八号) ( \( \frac{1}{2} \) .ついては同令第九条の規定を、それぞれ準.する行政不服審査法第三十七条第二項の規.三百九十一号)第八条の規定を、法第十一 第四 下 1 ンシ 同じ。 て、 条にお 項 彐 同 審 (法 理員」 第四条の二第二項に規定する都: ンの再生等の 令 は いて同 第八 第 と、 条中 十 とあるの ľ 兀 条 審 「総務省令」とあるの しに 円滑化に関する法律 第二 理員 は 第三十 お 項 には に 11 て準 都 お 法施 とある 一条第 道 1 用 て準 府 行令 する 県 道  $\mathcal{O}$ 用 知

> 則 第四 十二条・ 第四

則五第 章 雑 則 (第四十四 |条・ 第四十五条)

附第

## 第 章 シ 彐 建 事 業

第 飾 施 行

第 彐 ン 建 達替組 合

第 (以 下 一 条 及 覧に供しようとするときは、 お び いて準用する場合を含む。 時 間を公告しなければならない。 市 「法」という。)第十一条第一項 町 村 長は、 マンショ <u>)</u> ンの あらかじ 規定により事業計 建替え等の しめ、 (法第三十四 縦覧の 円 滑 化に 開 画 始 を公公 条第二項 関  $\mathcal{O}$ はする 日 一衆の 法 場 所縦に 律

見 書 0 内 |容の 審 査 0 方

第 用する。 する場 条第四 の 道 律 は 定による意見の聴取につい 項 行 平 条の 府県知 (本文の規定による意見の 政 は 伞 不服審查法 成二十七年政 国 成 項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の 合を含 道 この 事等 府県 1土交通 法第十 应 場合に 知 年 省令」 事等 法 伞 . う。 (令第三百九十一号) 律 以下この 条第 におい 第七十八号) ·成二十六年法律第六十八号) (マンションの と、 以 て、 四 下 ては同 条に 陳述については行政不服審査 同 項 同 **(**法 審理 一个第八 おいて同 第三 第四条の二 1. 令第九条の規定を、それぞれ 員 は」と、 建替え等の 条中 第八条の規定を、 +ľ とあるの 匝 ]条第二 審理 しに 第二項に規定する 「総務省令」とあ 円滑 おい は 員 項 第三十一条第 は 化に関する法 E · て準 お とある 法第 都道 法 1施行令 用 ずる + 府 0) 準 規 県 る 用

と読み替えるものとする。 同 令 第九 条中 審 理員」 とある 0 は 都 道 府県 知 事 等

生 前 7 ンシ 彐 0 名称等を表示する図 書  $\mathcal{O}$ 

第二条 きは、 いて準 及び時間を公告しなければならない。 直ちに、その図書を公衆の縦覧に供する旨並 甪 市 する場合を含む。)の規定による図書の送付を受けたと町村長は、法第十四条第一項(法第三十四条第二項にお (法第三十四条第二項 びに縦覧の場

表者 の選任

び数 《人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名及条 法第十六条第二項の規定により一人の組合員とみなされる 通 マンション再生組合 知しなければならない 所 (法 人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) (以下この章において「組合」とい . う。

- 2 前 ることができない 項の代表者の権限に加えた制 限 は、 これ をもって組 合に 対抗
- 3 れ をも 一項の代表者の解任は、 って組合に対抗することができな 組合にその旨を通知するまでは、 ح

款 文は 事 ず業計 画  $\mathcal{O}$ 変更に関する特別議決事 項

第 十三条 ーな 事 項 款 次に掲げるものとする。 の変更のうち法第三十 · 条 第 項  $\mathcal{O}$ 政令で定  $\emptyset$ Ś 重 要

再 生前 マンション又は再建敷地 0 追 加 又は 数 0 縮 減

参加組合員に関する事項の変更

事業に要する経費の分担 に関する 事 項  $\mathcal{O}$ 変 更

総代会の 新設又は廃止

2 項 は、 業計 再 生 変更の 後 ンション うち法第三十 0 敷地 · 条 第 0) 区域の 一項の 変更とする。 政令で定める 重 要 な

> 知 事 等」 と読み替えるものとする。 同 百令第九 条中 理 員 とあるの は 都 道 府県 知

> > 事

施 行 7 ・ンショ 0 名称等を表示 かする 図書の 縦

第二条 きは、 いて準 所 及 び 時 甪 市 直ちに、その図書を公衆の 町 間を公告しなければ (する場合を含む。) の規定による図書の 村長は、 法第十四 ならない。 条第一項 縦覧に (法 供 公第三十四 する旨並 送 び 付 条第二項 を受けたと に 場 お

代 【表者の 選 任等)

第三条 に通知しなければならない。 を び数 住所 マンション建替組合 人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その 法第十六条第二項 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の (以下この章において「組合」という。  $\hat{O}$ 規定により一人 0 組合員 くとみ 者の 所 な 在地) )氏名及 ż

- 2 することができない。 前項の代表者の 権限に加えた制限は、 これをもって組 合に 対
- 3 れ をもって組合に対 第一項の代表者の 抗することができない。 解任は、 組 合にその 旨 [を通 知するまでは、

定 款 又 は 事 業計画の 変更に関する特別 議決 事 項

第 十三条 ーな 事 項 は、 定款の 次に掲げるもの 変更のうち とする。 法第三十 · 条 第 項 0) 政 令 で 定め る

施行 マンショ ンの変

参加組合員に関する事項 0

四三 事業に要する経費の 分担 に関する事 項 0

総代会の 新設又は廃止

2 事 項 事 業計 施 行 変更のうち法第三十条第 再 建 ンショ 0) 敷地 の 区 一項 域 Ô の政令で定める重 変更とする

抗

## 第 個 人 施 行

生 前 7 ン シ 彐 ン  $\mathcal{O}$ 名 称等 を表 示する図 書  $\mathcal{O}$ 縦

第 五. + + 五. 付を受けたときについ 条 条 第二項 第二条 Ê おい  $\mathcal{O}$ 規定: て準 は、 用する場合を含 市 て準用 町村長が法第四 する。 十九 の規定による図 条第 項 (法 書 第

## 節 利 変換 手

第

る。 同じ。 開 る。 知 る + 有 いう。 による競 L 配 始 七 なけ 同 当手続を実施すべき機関 同  $\mathcal{O}$ 若しくは敷地利用: 項にお 登記がされたときは、 項 第 え )による差押えがさ 若しくは再 施が に 百 ればならな 売を含される。 行者 お 兀 あ 十七号)による滞納処分及びその る V 1 は、 場合 て同じ。 て同じ。 強制: 建  $\mathcal{O}$ )又は滞納処分 敷 権 通 地 執 知 (既 又は施行底地権 行、 0 登記 遅滞なく、 隣 敷 れている再生前 以 接 地 担 保 下 施 共  $\mathcal{O}$ ものに限 行 有 権 「配当機 敷地 持 (国税徴収法  $\mathcal{O}$ 分等 その旨を当該 実 に 行とし 権 について権利変換手続権 (既登記のものに限す) 関 る。 マンシ 例に とい 第三 ての 彐 よる滞納処 (昭 いう。) に通い差押えに係 項 ン 競 E 和三十  $\mathcal{O}$ 売 お 区 (その 分 11 て所分 匹

ころにより、 又は 施 行 者は、 えに係る 権 な変更をしたときは、 利変換計 前 権利変換計 配当機器 項の差押えに係る権利につい 画について法第六十六条の国 関に 画若しくはその 通 遅滞なく、 知 しなけ ればなら 変更の 国土交通省令で定めると ての関係 認可 な 土交通省令で定め を受けたとき 事 項 を同 項

3 敷 施 用 項 行 行者 底 差押 地 若 権 L (組 につい < えに係る再 合にあ は 再 て権利変換手続開始の登 建 って 敷地 生 は、  $\mathcal{O}$ 前 敷地共有持 7 その ンシ 清 彐 ン 算 .分等 人 0) 区 登記が抹消されたと等、隣接施行敷地権 は、 遅 滞 なく、 そ

3

## 第 個 施 行

施 行 シ 彐 ン 0) 名 等 を 表示 小する図  $\bar{o}$ 

第 十五 0) Ŧī. 十条 送 付 条 介第二項に. を受けたときについ 第二条の におい 規定は、 て準 用する場合を含 て準 市町 甪 村 でする。 長 びが法 第四 0 九 条第 規 流定に よる図 項 法 書 第

## 第 節 権 利 変 換 手

えが あ る 合 0 通 知

ばならない。 じ。 をい 年法 例に + がされたときは、 に 権若しくは 限 Ł る。 、 う。 による競 律 条 上第百四 )による差押えがされ は 同 施行者は、 項にお き機 敷 隣 売を含む。 接施行敷 十七号)による滞 地 関 利 用 遅滞なく、 1 ( 以 下 . て 同 権 強 地の 制 (既 ľ, 又は滞納処分 執 発記の 所有 配当 行、 その 機 について権利変 納処分及びその 権 ている施行 担 関 旨を当 b 保 若しくは借地 権 のに とい (国 0 限る。 一該差押えに係る配当手 実 、 う。 脱微 マン 行 とし 第三項 換 シ 収 権 例 彐 に 法 に 手 7 既 ン ょ 通 続 (昭 る滞 開 登 Œ  $\mathcal{O}$ 競 知 記 始 区 お 和 売 なけ 0 分所 納  $\mathcal{O}$ 11 ŧ 登 処 T れ続記の 同有分 四の

2 ころに る軽微  $\mathcal{O}$ 施行 差押えに係る配当機関に 又 は により、 ばな変更 治者は、 権 莉 変換 前項の をしたときは、 権 計 利 変換 画について法第六十六条の 差押えに係る権利につい 計 画 [若しくはその 通 遅滞なく、 知 L しなけれ 変更 ば 国土交通 なら ての 玉 0 1土交通 な 認 関 省令で定めると 可 係 を受け 省令 事 項 で定め を同 項

は、 変 地 利 第 その 手 用 権又 項 続開始の 清算  $\hat{O}$ は 差 痈 隣 人 えたに 登記が抹消されたときは、 接施行敷 は、 に係る施 遅 滞なく、 地 行 0 所 7 有権若し ショ その旨 0) を 施行者 同 は 区 借地 一分所有 項 0 差押えに 権につい (組 権若 配合にあ 係 7 って は る 利 配

 $\mathcal{O}$ 旨 を 同 項 0 差 えに 係 る 配 当 機 関 に 通 知 L な け ħ ば な 6 な

第

百れ年は定 日項 + した日 かの 7 た 政 力*。* 5 ンシ  $\overline{+}$ 第 令 規 7 項 償 条権 ンシ 定により読 第三百六十七 中 金 とする。 条 項 中 の 彐 「売却 ま が 法の で ン 彐 払 第確 規  $\mathcal{O}$ ン 11 七認 と、 渡さ、 十八法 再 換 定により税 決  $\mathcal{O}$ 生等 み替えら 定 価 再 号) 同  $\mathcal{O}$ 財 生 れ 条 日たの場 等  $\mathcal{O}$ 産 条 第十九 円  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 の買受代金の独務署長が指字の出入条第一項 前 合 項 れた前条第一項の 滑 円 項 に 化 滑 日まで」  $\mathcal{O}$ に関 中 お規 化 に 11 定 売却 ける法律 て 関 に の納付の日から」とあれての規定した日まで」と、一一項の規定により読みば 却決め は、 す ょ る り 定るの 玉 律 裁 法 規 施 律 税判 紀行令第十-時 から」とあ 施 は 徴 所 行令 ま 収以 で」と 税 法 外 務署 第  $\mathcal{O}$ 伞 指 九 4 百 配 条 替 あ 三十 定 る 同 成 長 当 し第た一  $\mathcal{O}$ の法え十るは第ら四の が 指条関 第

2 な  $\mathcal{O}$ 項 け 前 定 項 れ 又は ば  $\mathcal{U}$  $\mathcal{O}$ はならない。 規 はその例により読み 6り日を指字 4 項 替 こえら  $\mathcal{O}$ 規 定れ 定 足の例により、足するときは、た国税徴収え は、収法 法 公同 第 法第九 告 及 び 

牛 7 ン シ 彐  $\mathcal{O}$ 分 権 等 0 価 額 等 0 確

該の に ľ に等 て国 区 区 分 分 う。 条 後 て酌 定 て 土 所 所 して定 交通 する三 有 有 「費 お 権 権 法 に 省令 用 11 場 に  $\mathcal{O}$ 第  $\frac{1}{1}$ て、 価 価 8 お 係 八 た当 額 で定 け 日 按 + 額 私は、 費 る近 分額」と 兀  $\mathcal{O}$ 期間 لح 用 該 めるところにより 条 区 生 傍同 同の い区  $\mathcal{O}$ 後 . う。 規所 按 分 を 7 条 ンシ 種 経 定有 分 所 11  $\mathcal{O}$ · う。 額 有 0) 規に 過 を超 建 した日 定に が 権  $\exists$ ょ 築物 ン ŋ 市  $\mathcal{O}$ を償 えなな より 価  $\mathcal{O}$ 場 確 按が専 次 価 額  $\mathcal{O}$ 定 い、かつ、 有部分の 確 する いの区 額 領に、 を超 見 範 分 定 した費用っ 用 所 再 込 内 額 有 お 生 えるとき の(以  $\mathcal{O}$ 後 権 11 床 て 法 面  $\mathcal{O}$ 7 下こ 第六 下こ لح 取 基 積  $\mathcal{O}$ ン す 額 シ は、 引 等 ź。 の価準十の応になる。 を 日 市

> 当 機 関 に 涌 知 L な け ħ 6

額 確 方 法

第は 5 四は定 + 第 第 たり項 百三 れ 年 補 L 九 た第 た 項 7 政 7 ンシ ンシ +日 カン  $\mathcal{O}$ 令 中 金 ら」とす 規 第三百六十七号) ま が 法の 一売却 定により読み替えられた前条第 条 項 で  $\exists$ 払 第  $\exists$ 中の ン ン t と、 0 規  $\mathcal{O}$ 決 渡 +りる。 定によ 以され 定の 八 建 換 建 替え等 替え等 価 同 第 た 場 財 条 日 第 ŋ 0 産 第十九 一 項 の 前 税  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 祝務署長が指す 項 円 円 日 おい ま 滑 滑 中 規 条第一 定に 化に関 で」とあ 化 売却 ては、 12 関 する法 決定 納 定 項 す ŋ ĩ 一項 0 3 る 玉 付 た 日 規 0 法 税  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 判 定によ  $\hat{O}$ 日 時 律 律 は 徴 所 施行令 規定により ま か 施 ま 収 以 で」と、 で ら」とあ 税 行 法 ŋ 令 務 第  $\mathcal{O}$ とあ 署 第 読 配 百 平 4 長 当 十機 る 同 替 成 指 九 る が 定条の法え十の指条関

2 二項 な  $\mathcal{O}$ け 規 前 定又 及 れ Ţ ば  $\mathcal{O}$ 第九 は な 規 その 定により 5 十六条第 な 例により 読 4 替え 項 É I を 指  $\mathcal{O}$ 6 規 定 定 れ **止するときは、**れた国税徴収法  $\mathcal{O}$ 例 によ り、 法 公 同 第 法第 告 百三 及 九 び 十 五 催 条 第 を 条 第項

施 行 再 建 7 ・シシ 日 ン 0 区 分 所 有 権 等  $\mathcal{O}$ 価 額 等  $\mathcal{O}$ 確 定

十のに二項応 る。 の価 準 当 <u>十</u> 二 項 日 応じて国 該 0) 条に にお 区 等 区 と を 分 分 規 所 場 参 V 所 11 11 土交通 · う。 合 て 酌 定 て 有 法 有 市 する三十 権 権 第 に L て定 費 お 八  $\mathcal{O}$ 角の に 係 場 省令で定め 価 + め 应 価 お る施 て、 額 〒日の期間を経り按分額」といる た当 け は、 条 いる近 の 費 行 とい 角 該 再 同 規 定に るところ 0 区 傍 建 条 ´う。 同 分所 按  $\mathcal{O}$ 7 シシ 分額 規 種 ょ , う。 有権 ŋ 0 過 定 つにより が を 建 確  $\exists$ に L た 日 ンの により 超 築 市  $\mathcal{O}$ 定 を え価 物 する 場 償 按が専 確 価 額  $\mathcal{O}$ 次 分し V, 有 の区 定 施 額 項 部 L を 見 分 行 た費 分の Œ 超 囲 所 た 込 カ 再 つ額 内額 有 建 えるとき お 甪 0 権 11 以 床 7 **(**以 0 額 法 て 面 0) 下こ ع 下こ 取 第 シ 基 積 額 す 六 は 等 引 を  $\exists$ 

をも って当該 区 分 所 有 権 価 額 と る

2 利 とする 用 0 取  $\mathcal{O}$ 第 八十四名 引 価 価 額 は、 格 条の 等を参酌 基準日における近傍類似の土地の規定により確定する再生後マ して定めた当該敷地利用権の ンシ に関する同 価額 彐 0 0) 見込 種 敷 の地 額権利

3 家賃の額 玉 分に賃借権を与えられることとなる者が従前 法 とする。 いて有していた賃借権の価額を考慮して、 土交通省令で定めるところにより、 第 八 は、 十四四 法第五十 条 0 規定により確 八 、条第 項 定する再 第 十七号の標準 生後 当該再生後 マンショ 再生前 必要な補正を行 十家賃の 7 ンシ 7 ンション 概  $\mathcal{O}$ 算部分 彐 ンの つ にの

約  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 7 管 ンションの区分所有権を有する者又は有することとなる者にこ 5 縦 0 事 覧 項 の開始の日、 を通 施 行者は、 知しなけ 法第 場所及び時間を公告するとともに、 ればならない。 九 + 兀 条 第 項又は 項の 規 再生後 定によ

2 る す 再 ることができる。 生後 縦覧期間内 7 .覧期間内に、管理規約について施行者に意見書を提出ンションの区分所有権を有する者又は有することとな

 $\mathcal{O}$ 送付に代わる公告

第二十 更新 しく · 五 条 を受ける 地 他 工 は 玉 事 次 再 土交通省令で定める定期刊 法第九十六条第一項の 項 の完了の公告の日以後にあっては、 建 敷地 んにお き者がその権利を有 又は隣接施行敷地 11 て同 0) 区 規定による公告 凸域内の する再生前 行 (法第八十一 物に掲 適当な場 載 再生後 Ĺ マンショ 条の は、 %所に掲 カ 建築工 官報、 つ、 7 ンション ンの 書類 示 事敷又地 して 類の報

> 価 をもっ て当 区 分 有権 0 価 す る。

2 権利の 利 用 とする。 取引価 八  $\mathcal{O}$ 価額 十四四 は、 | 条 の 格等を参酌して定めた当該敷地利用 基準日における近傍類 規 定により 確 確定する: 施 似の土地に関 行 再 建 7 権の ンシ 関する同 彐 価 0 0 種 見 敷 の地 込

ンについて有していた賃借権の価額を考慮して、ンの部分に賃借権を与えられることとなる者が従に、国土交通省令で定めるところにより、当該幅 0  $\mathcal{O}$ 家賃の た額とする。 の部分に賃借権を与えられることとなる者が従前施行 法第八十四 額は、 · 条 の 法第五 規定によ + 凣 、条第 ŋ 確 定する 項 第十 施 行 号の 再 建 標準 施 7 ン 必要な補正 行 -家賃 シ 再 建 彐 マンシ  $\widehat{\mathcal{O}}$ 7 ンショ 郷第分 を 行

3

管理 規 約 0

建  $\mathcal{O}$ り 管理 れ 7 縦覧に供しなければならない。この場合においては、 らの ンション 縦 覧の 規 事 約を定めようとするときは、 項 開始の日、 施行者は、 ぐを通 の区分所有権を有する者又は有することとなる者 知しなければならない。 法第 場所及び時間を公告するととも 九 + 匹 条第 当該管理規 項 Ź は **然約を二** 0 週 あ 規 間公 施行 5 定 か に 再 U

2 出 なる者は、 することが 施行再建 縦覧期間内に、 マンション できる。 の区 管理 |分所有権を有する者又は有することと 規 約 派につ V て施行 者 に 意 見 を提

類 送付に代わる公告

第二十五 に 了 ン お の シ い 公 ョ その 公告の 他 . て同 ンの 条の 国 土交通省令で定める定期刊行物に掲 日以 法第九十六条第一項の 敷地又は隣接施行敷地 後にあっては、 0) 区 |域 角 の 適当な場所に掲 施行再建 規定による公告は、 (法第八十一 マンションの 載し、 示 して行 条の カュ 建 築工 敷 わ 官 なけ 地。 報、 施行 事 次  $\mathcal{O}$ れ 項 ば 完 7

2 行 前 わ 

長は、 この場合において、 き公告の内容を通知しなければならない。 を受けるべき者の住 同項の掲 (示がされている旨の公告をしなければならない。)の住所又はその者の最後の住所の所在地の市町村、隣接施行敷地の所在地の市町村長及び書類の送付 施行者は、 敷地の所在地の市で、同項の再生前で 市町村長に当該市町 ンショ ン 村長が行うべ 0 敷 地 若しく

- 3 た日から十日間しなければならない。 第一項の掲示は、 前 項の規定により市町 村長が行う公告  $\mathcal{O}$ あっ
- 4  $\mathcal{O}$ 法第九十六条第二項の公告の日は、 の満了日とする。 前項の 規定により行う掲 示

第三節 雑 則

(削る)

第二十七条 削除

> 2 地の所在! れば、 V くる旨の ば 前 市町 ならない。 所 項 在地の 0 公告をしなければならない。この場合において、最後の住所の所在地の市町村長は、同項の掲示が1地の市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住 場合にお 対長に当該市町 |所の所在地の市町村長は、同項の掲示がされて||村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はいては、施行マンションの敷地又は隣接施行敷 '村長が行うべき公告の内容を通知しなけ 施行者

た日から十日間しなければならない。 第一 項の掲示は、 前 項 0 規定により市 町 村長が行う公告の あ 0

3

4 0 法第九十六条第二項の公告の日は、 間 満了日とする。 前 項 0 規定により行う掲

示

第三 一節 雑 則

第 章 除却する必 に係る敷地面積の 要の あるマ 規模 ンショ ンに係る容積率の 特 例

第二 定め 一十七条 る数値とする。 掲 げる地域又は区 法第百 五 条第 域 O区分に応じて、 項 の政 令で定め それぞれ同表の下欄に る規模は、 次の表の

に 用 飯 第 市 記 地 域 注	ra.l
に規定する用途地域の指定のない区域用地域若しくは田園住居地域又は同号低層住居専用地域、第二種低層住居専の第八条第一項第一号に掲げる第一種都市計画法(昭和四十三年法律第百号	地域又は区域
1,000	ル) (単位 平方メート敷 地 面 積の 規 模

# 第二章 マンション等売却事業

## 第 節 マンション等売却組 合

の選任等)

第二十八条 の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所のなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者二十八条 法第百二十五条第二項の規定により一人の組合員とみ という。)に通知しなければならない。 所在地)をマンション等売却組合(以下この章において「組合」

- 2 することができない。 前項の代表者の権限に加えた制限は、 これ をもって組 合に対抗
- 3 れ をもって組合に対抗することができない。 第一項の代表者の解任は、 組合にその旨を通知するまでは、

(定款の変更に関する特別議決事項)

第三十条 ものとする。 法第百三十条の政令で定める重要な事項は、 次に掲げ

る

(新設)

売却等マンション又は売却敷地 0 追加又は数の 縮減

> 第三 章 ンショ ン敷地 売却事業

る近

隣 計

商

域

Ź

は 第

商

業 項

地

域

都市

画

[法第八 業地

条

第

号に

.掲げ

業地

域

工業地域又

は工業専用

地

域

第

種

住居地

域

準

住居地

域、

準工

中高 る第 都市

層

住居専用地域

第

種住居地域

五〇〇

種中高層

住居専用

地

域

計

画

法

第八

条

第

項

第

号に掲 第二種

げ

節 ンショ 敷地売却 組 合

第

選任等)

第二十八条 の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所のなされる数人の者は、そのうちから代表者一人を選任し、その者(代表者の選任等) 」という。)に通知しなければならない。

2 することができない。 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもって組 合に対抗

3 ħ をもって組合に対抗することができない。 第一項の代表者の解任は、 組合にその旨を通知するまでは、

(定款の変更に関する特別議決事項)

第三十条 ものとする。 法第百三十条の政令で定める重要な事項 んは、 次に掲げ る

総代会の新設又は廃 事業に要する経費の 分担 止 関 する事 項 変更

分 配 金 取得手続等

第三十三条 しくは て る とあるの  $\mathcal{O}$ 準用 同  $\mathcal{O}$ 計 は は 法 は 条第三項 画」と、「法第六十六条」とあるのは 「分配金取得 同 組 分等 する。この場合において、 敷 え 第百 は 項及び同条第三項中「権利変換手続開始の が 地 利用 合の清算人」と読み替えるものとする。 第 あ 「組合」と、 既 中「施行者 九 + る 条に規定する組合(以下単に 権 七 登 条の 手 記 合 (既 続開始の登記」と、 のも 規定は、 登記 通 「権利変換計 のに限る。 (組合にあっては、 のものに限る。)又は 売却等 同条第一項中「 ) に差押えがある場合につい 『画」とあるのはこ、同条第二項中 7 ンショ 「法第百四十五条」と その清算 「組合」という。) ン 「施行者」とある 売却 0) 登記」とある 区 「分配金取 敷 人)」とあ 「施行者」 分 地 所  $\mathcal{O}$ 有 権若 敷 地

2 に 定による分配 百 第十八条から第二十一条までの規定は、 おける滞 五. 十四四 項中 条において準用する法第七十八条第一項又は第四 納処分について準用する。この場合におい 「第十九条第一項」とあるのは、 |金又は補償金の払渡し及びその払渡しがあった場合.おいて準用する法第七十八条第一項又は第四項の規.ら第二十一条までの規定は、法第百五十二条及び第. す á 同 令 九 条第一 項」 と読 「第三十三条第二項 み替えるも て、 0 とする 第十九

類  $\mathcal{O}$ 送付に代 わる公告

第三十四 一交通 地 べき者がその の区域内の 条 省 合で定 法第百 適当な場  $\Diamond$ る定期刊 権利を有する売却等 五十九条第一 所に掲示して行わなければならな 行 物に 項の 掲 公告は、 載 Ļ マンションの か 官報、 つ、 書 敷地又は売却 類 公報その  $\mathcal{O}$ 送 付 を受 他 玉

> 業に 要する経費の 分担 関す /る事 項 更

総代会の 新設又は 廃 止

分 配 金 取 得 手

え が あ る場 合 通

第三十三条 ) 」 と、 あ 取 」とあるのは るのは「分配金取得手続開始の登記」と、  $\mathcal{O}$ て るの 得計 は 準 地 利用 用する。 同条第三項中「施行者 「法第百 :画」と、「法第六十六条」とあるの は 同項及び同条第三項中「権利変換手続開始の 権 「組合の清算人」と読み替えるものとする。 第十七 この場合において、同条第一項 (既登記 十六条に規定する組合(以 「組合」と、「権利変換計画」とあるのは 条 のもの 0 規 定 たは、 (組合にあっては、 限る。) に 売却 7 ンション が下単に . 差押えがある場合につい 同 は 中 条第二項 法 その 0) 組 「施行者」とある 公第百四 区 清算人)」と 分所 合」という。 中 登記」とあ 十五 「分配金 有 「施行 権 又は 者

2 に 条 に お ー け 定による分配金又は補償金の払渡し及びその払渡しがあった場 百 第十八 おける滞納処分について準用する。この場合におい 五. 十四四 項中 て 条か 準 条において準用する法第七十八 用 **川する同** 第十九条第一項」とあるのは、 5 第二十一条までの 令第 九 条第 規定は、 項」と読 条第一項又は 法第百五 み 「第三十三条第二項 替えるもの 十二条及 第四 て、 第十九 と 項 こする  $\hat{O}$ び 合 規

(書類  $\hat{O}$ 送付に代 わ いる公

第三十四 土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、  $\mathcal{O}$ 地 の 区 条 域 法 內 第 の 百 適当な場 五十九条第 所に掲示 項 0) して行わなければならない。 公 か 官 報、 売却マンション 一報その 他 国

3 2 第三 2 地」と、隣接施り て準 及び同条第三項中 る法第二十三条の規定による組 条の十九第三項及び第百六十三条の二十五第三項において準用す 組 第二十三条第二項 る n 一十五条の三 前項の 同条第二項中 任請 をも 事務 組 組 同 ることが 合員とみなさ 条第二項」と読み替えるものとする。 第二十五条第二項 第 その 条第四 合 五 用 合 表 -条 の の役員は 三章 求につい 所 する。この って組合に対抗することができない。 項 者 第 行 代 「施行者」とあるのは「法第百九 と 者 敷地」とあるのは  $\mathcal{O}$ 0  $\mathcal{O}$ ]項中 できな 【表者の 代 いう。 飾 所 選 0 氏 任等) 等 表者の解 在 7 名及び れる数 第四条から第十二 の解 地) 法第百六 ンション除却事業 て準用する。 「法第九十六条第二項」 マンショ 「再生前 権限に 場合にお 第一 任請求) に通 を から第四項までの規定は、 任は、 人の 住 7 ンシ 項」 十三 ン除却組 加えた制限 知 所 7 ンショ 者 ١, L 「売却等 法 こ の て、 なけ 条 とあるのは 組 彐 は ン除・ 人に 合の理事若しくは監事又は総代の 0 合にその旨を通知 場合におい 一条までの れば そ 同 合 ン + 0) 条第 は 却 あ  $\mathcal{O}$ 八 マンシ って うち 組 敷 ならない。 第 これをも とあるの 地若 二項中 合 「第三十四 九条に規定する組合」とションの敷地又は売却敷地若しくは再建敷地又は 規定は、 項 は か (以下 ら代  $\mathcal{O}$ その て準用する場合を 前 前 規 定によ は 第十二条中 す って 表者 項 1条第一 項」とあ るまでは、 名称及び主た 法第百六 0  $\mathcal{O}$ 「法第百五十 公告に 組 章にお 合に対抗 ŋ 項」 を選 八十三 人の つい ŋ 法 任 と て 2 (新設) 新 第百 る の する。 及び同条第三項 項」 設 同 準 条第二項 は 甪 十六条に規定する組 十五 (新設 とあるのは する。この 「売却マ (新設 4条第二 中 中 ンショ 一項から 施行 場合におい 「法第百五十九条第二項」と読み替えるもの 第一 ン 7 合 第四 項」とあるのは 0) ンション 敷地」 ٤, て、 「項までの

(法第三十二条第三項にお

V

- 10 -

と、 0

「施行者」

- 「法第九十六条第日」とあるのは「法

敷地又は隣接施行敷地」とあ

「第三十四条第一

項」と

同

[条第四

項 中 同

条第

中

前 前 項

項」とあり、

規

定は、 二項

> 0 公

0

利変換計画」とあるのは「補償金支払計画」と、「法第六十六条登記」と、同条第二項中「施行者」とあるのは「補償金支払手続開始の登記」と、同項及び同条第三項中組合(以下単に「組合」という。)」と、同項及び同条第三項中に差押えがある場合について準用する。この場合において、同条第三、中で、以下準に「組合」とあるのは「法第百六十三条の二に規定する「差押えがある場合の通知等)	いて、国土交通省令で定めるところにより計算した額とする。は、移転料、営業上の損失その他国土交通省令で定める損失に第三十五条の六 法第百六十三条の三十六第二項の政令で定める!(政令で定める損失の額)	第二節 補償金支払手続等	いて準用する。 第三十五条の五 第十四条の規定は、組合に置かれる審査委員に (組合に置かれる審査委員)	二 総代会の新設又は廃止 一 事業に要する経費の分担に関する事項の変更 項は、次に掲げるものとする。 (定款の変更に関する特別議決事項)	と読み替えるものとする。用する法第二十三条第二項又は法第百六十三条の五十三第六項」条の十九第三項若しくは第百六十三条の二十五第三項において準含む。)又は法第九十八条第六項」とあるのは、「法第百六十三
条権の中る条権 (新設)	つ ( 新 設)		つ (新 設)	(新設)	坪  二
		(新設)			

		<u></u> _
六項の規定による組合の理事若しくは監事又は総代の解任の投票第三十五条の九 第二十六条の規定は、法第百六十三条の五十三第 (都道府県知事等の行う解任の投票) 第三節 雑則	(書類の送付に代わる公告)  (書類の送付に代わる公告)	ことあるのは「法第百六十三条の三十八」と、同条第三項中「施    とあるのは「法第百六十三条の三十八」とあるのは「法第百六十三条の四十    2   第十八条から第二十一条までの規定は、法第百六十三条の四十    2   第十八条から第二十一条までの規定は、法第百六十三条の四十    2     2     2     3     2     3     3     4     4     4     5     5     6     6     7     7     7     7   7
( 新 設)	( 新 設)	

(新設)

	11100	る近隣商業地域又は商業地域都市計画法第八条第一項第一号に掲げ
	五〇〇	業地域、工業地域又は工業専用地域中高層住居専用地域、準住居地域、第二種住居地域、第二種住居地域都市計画法第八条第一項第一号に掲げ
	1,000	に規定する用途地域の指定のない区域)第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専制地域、第二種低層住居専工・のでは、第八条第一項第一号に掲げる第一種に規定する用途地域の指定のない区域
	(単位 平方メート 敷 地 面 積 の 規 模	地域又は区域
れ  規	区域の区分に応じて、それ九第一項の政令で定める規	ぞれ同表の下欄に定める数値とする。模は、次の表の上欄に掲げる地域又は区第三十五条の十 法第百六十三条の五十九
積	地面積の規模あるマンションに係る容積	率等の特例に係る敷地面積の規模第三章の二   除却等をする必要のあるマンショ
す第	元において準円へ条第二項中	る第二十六条第一項」と読み替えるものとする。二十六条第一項」とあるのは、「第三十五条のよについて準用する。この場合において、第二十六

(新設)

(新設)

### 第 加 章 敷 地 分 事 業

## 地 分 合

 $\mathcal{O}$ 

方

は用 は府 定 述 する。 る に 用 国 よる 兀 読 知 成 都 9 行 す 七 項に る場 1 +政 4 土 道 等を ては 替 兀 府 意 不 っ合を含 服 同 年 県  $\mathcal{O}$ 見 えるも お 一令第九 知事等 場 法  $\mathcal{O}$ V 行 審 第 聴取 合に う。 て準 査法: 律第七十八号) 政 百 七十 不 のとする。 条中 服 以下 お に 用する行 (マンシ 三十 審査 1 0 同じ。 て、 下この 11 審 て 一条 兀 法 審理員」 ョンの は同 政 施行令第八条の規定を、条第一項本文の規定による 理 同 項 条にお 第 四 不服審 員 令 **(**法 令第 は 第 条の二 とあるの 再 八 第 とあるのは と、「総務省令」 条中 生等 查法 九条の規定を、 11 百 . て 同 第二項に規定する都: 0 第三十七条第 + 審 円滑: は 理員 都 たによ 化に関 は 道 そ 都 法 る お項 府 とあ とあ する法 二項 第百 県 道 れ 意 11 12 で項の七の 府ある 見 7 準 事 る 1 律の準規十陳用て 等知の 道

## 雑 則

## $\mathcal{O}$ 送 代 わ

第 区 土 兀 交通 一二条 内  $\mathcal{O}$ 省令で定め 適当な場所に掲 第 二百 る定期刊 十二条第 示して行 行物に 項 わ 掲の かなけ 載公 告 れば は、 カゝ なら  $\sim$ 官 分割 公 実 報 施 そ 敷の 地他 の国

2 て準 司 び 同 <u>二</u> 条 用 第 す 二項 رِ چ و 五条第二項 中 項  $\mathcal{O}$ 中 場合に 再 か 生. から第四 前 項」 お 7 シシ لح 項 て、 あ までの規定は、 日 同 ン る  $\mathcal{O}$ 条 0 敷 第 は 二項中 地 第 若 Ļ 兀 くは 前 「前 項の 一条第 項」 再 公告 建 لح 敷 項」 あ 地 に 又 ŋ 2 لح は 1

### 第 兀 章 地 分 事 業

## 地 分

方

知の道律は用 定に 準 述 す 事 する。 Ź は 府 第 に 用 伞 県 都 四 لح 等 よる意見 0 行 す 七 国 成 Ź 読 知 項 V 政 条 道 ては 府県 E 場 事 + 不 4 等 应 替  $\mathcal{O}$ お 服 合 通 場 えるもの 同 年 知 0 V 行 第 合第九 一合に 聴取 法 事 て 政 百 等 · う。 準 律第七十八 法第三十一条第一項 不 七 千用する 一服審査 につ  $\bar{+}$ お (マンション 条中 とする。 11 下この 下 て、 V 第 ては同 同 行 法 匹 ľ 号) 審 同 政 施 項 審理 理 令第 行令第八 条におい 不 合第九 <u>|</u> 第四 0 服 法 員 審查法第三十七 建替え等 八 は」と、 一条の二 本文の 条中 とあるの 百 条の 条の 、 て 同 とあるの 審 一第二項 規定  $\dot{O}$ 規 規 じ。)に 総総 理 定 は 円 定によ を、 を、 は 務 滑 員 省令」 んに規 都 化に は 条 4第二項 そ 法 る 項 道 お %定する とあ 関 意 都 第百 n 11 12 とあ する ぞれ 見 7 準 の七 0 知 府 る 1 事県る都 法の準規十陳用て

## 第 則

## $\mathcal{O}$ 送 代 わ

2 第 及 7 区 土 四 第二十 交通 一十二条 準 同 び 域 条第 同 角 用 条第三 0 す 省 る。 適当な場 二項 五. 令で定め 条第二項 項 中 第 の 中 二百十二条第 %所に掲 施 場 る定期刊 つから 一合に 行 7 ンシ 示 項 お 第 四 Ĺ 1 行 て行わ とあ て、 項 物 彐 É に ン 項 いでの規 るの 同 0) 掲  $\mathcal{O}$ かなければ 載し、 条第 公告 敷 地 は 定 又は 第四 二項 は、 か 隣 中 な 官 前 5 接 前 施 項 な 二条第 0 割 行 項 敷 公 実 報 لح 告 地 施 項」 あ 0 に 敷 لح ŋ 2 地 他 لح あ V の国

替えるものとする。 第九十六条第二項」とあるのは「法第二百十二条第二項」と読みるのは「法第百六十四条に規定する組合」と、同条第四項中「法隣接施行敷地」とあるのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあ

# 第五章 雑則

事務の区分)

第四十四条 第一条、第二条(第十五条において準用する場合を含 第四十四条 第一条、第二条(第十五条において準用する場合を含む。)及び第三十六条の規定により町村がいて準用する場合を含む。)、第二十五条第二項(第三十五条において準用する場合を含む。)、第二十五条第二項(第三十五条において準用する場合を含む。)、第四条第四項(第二十九条、第三十五条の三及び第三十第四十四条 第一条、第二条(第十五条において準用する場合を含

とあるのは「法第二百十二条第二項」と読み替えるものとする。四条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」るのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあるのは「法第百六4

# 第五章 雑則

第

務

区

 $\bigcirc$ 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令(平成十九年政令第三十号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

を対していては、その延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場においては、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合が	を含む。)に新たに建設されるマンション及においては、その延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場物であって、延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場を含で定める数値以上であるものとする。  一 耐火建築物(建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火生地の利用が細分されていることその他の事由により土地で定める規模の空地を有するもので定める規模の空地を有するものをしていた土地及びそが除却されるとともに、当該建築物の存していた土地及びそ土地に隣接する土地を一の敷地として新たに建設されるマンション(同法第四条第二項第七号に規定する売却等マンション更する再生後マンション(同項第七号に規定する売却等マンション更する再生後マンション(同項第七号に規定する売却等マンションがが除却されるとともに当該売却等マンションの再生等の円滑化に関する集物であって、近新たに建設されるマンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)に新たに建設されるマンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)に新たに建設されるマンションの敷地(これに隣接する土地を含む。)に新たに建設されるマンションをいう。)であった対外建築物であり、かつ、敷地面積が三百平方メートル以であるものとする。)に新たに建設されるマンションをいう。)であった対の大は同法第四条第一項第十一号に規定する売却敷地(これに隣接する土を含む。)に新たに建設されるマンションをいう。)であった対外は大いては、その経験がある場やであったが、表別が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域が、対域
第四条 法第二条第七項の政令で定める建築物は、次に掲げる建築(合理的土地利用建築物)	第四条 法第二条第七項の政令で定める建築物は、次に掲げる建築(合理的土地利用建築物)
現	改正案

兀 建 前三号に掲 げる建築物に準ずるも のとして主務省令で定 8 る

第

第 法第十三条第一項宅の建設等に付随す はする行う 為

る行為とする。 五. 条 第一号の 政令で定める行為は、 次に 掲

宅の改良 住宅の購入に付随する土地若しくは借!住宅の建設に付随する土地又は借地権 地権の取得 の得取 得 又は当 該 住

2 為とする。 第十三条第一項 第 五号の 政令で定める行為は、 次に 掲 げ る行

又は堆積土砂の排除その他 災害復興 建 築 物  $\mathcal{O}$ 建 設に付 の宅地の 随 はする土 っ土地若しくけ の整備 地若、 しく は 借 地 権  $\mathcal{O}$ 取 得

又は当該災害復興建築物の改良 被災建築物の補修に付随する当 災害復興建築物 の購入に付随する土: 該 被災 建 築物 0 は 移 借 転 地 又 権 は 0) 堆 取 積 得

3 法第十三条第一項 土 砂の排除その他の宅地の整備 第六号の 政 め令で定さ める 行 為は、 次に 掲 げ る行

為とする。

取得又は当該災害予防代替建築物の改良 災害予防代替建築物 災害予防 代替 建 築物 の購 0 建 入に付随する土: 設に付 随 殴する土地若しくは 殴する土地又は借地 は地 借 権 地  $\mathcal{O}$ 権取 の得

法第十三条第一項第七号から第十号 土 災害予防移転建築物の移転に付随する土地又は借地 地 又は 借 地権の 取得とする。 までの 政 政令で定 め る 権 行  $\mathcal{O}$ 為取得

の委託 0 範 开 等

第 七 法第· 十六条第 項 0) 政令で定める業務 は、 次 0 各号に 掲

> 匹 前三号に 掲 ?げる建築物に準ずるものとして主務省令で定め

Ś

建 築物

第二章

宝の 建設等に付 随 関する行

第五 る行為とする。 条 法第十三条第 一項 第 一号の 政令で定める行為は、 次に 掲

宅の改良 住宅の購入に付随する土地若しくは住宅の建設に付随する土地又は借地 借 権 地の 権取 の得 取 得又 八は当

該

住

る

2 為とする。 法第十三条第 項 第五 号の 政令で定める行為は、 次に 掲 げ

又は堆積土砂の排除その他の 災害復興 建 築 物 0 建 設 に付 宅地 随 でする土 0 整 備 地 若し は 借 地 権

又は当該災害復興建 災害復興建築物の購入に付随する土地 築物の改良 地若しく は 借 地 権

土砂の 被災建築物の 排除その 補修に付随する当該 他の宅地の 整備 被 災 建 築 物 0) 移 転 又 は 堆

3 為とする。 法第十三条第一 項 第六号 Ď 政 令で定め る行 治為は、 次に 掲 げ る

行

積

災害予防代替建築物の購入に付随する土 災害予防 代 7替建 操物の 建 設 に 付 随 する土地又 地 若 は L < 借 地 は 借 権 地  $\mathcal{O}$ 権取 の得

取得又は当該災害予防代替建築物の改

良

4 土地又は 法第十三条第一項 災害予防移転建築物の 借地権の 、第七号から 取 得とす 移 る。 \転に付随する土地又は借地 第九号までの 政 令で定め る行 権の 為取得

(業務の 委託  $\mathcal{O}$ 範 囲 等)

げ

第七 法 第十 六条第 項 0 政令で定める業務は、 次の各号に 掲

 $\mathcal{O}$ 

取

 $\mathcal{O}$ 

取

得

業務とする。 0 区 分に応じ、 当 該 各 号に定 める業務 及 びこ れ ら に 附 帯 す る

イ 法第十六条第一 譲り受けた貸付債 項 第 権 号に に係る元利 掲 げ る者 金 0 回次 [収その に 掲 げげ 他 る 業 口 収務 に関 す

る

- 口 年 定 法 する保険関 住 律第五十六号)第二十五条第 宅融資保険 係が 法 , 成 立 (昭 一した貸付けについ 和三十 年 法 律 項の 第六 規定により取 て保険 十三 号) 法 第三 伞 成 三十 に L た
- 定 Ŧī. 付債 及び第三号に定める業務を除く。 号 法 から 第十三条第一項第五号から第十 権に係る元利金の回収その 第七号まで、 第九号及び第十号 他回収に関する業務 一号 の業務(貸付けのまで並びに第二項 決 第
- 険又は生命共済に係る契約の締結を除く。 法第十三条第 一項第十二号の業務 (同号に 規 定する生 命 保
- げる業務 利 金の回収その他回収に関する業務に限る。 法第十六条第一項第二号に掲げる者 (同号ハに掲げる業務にあっては、貸付債 前号イ から 権 催に係るこれまでに見 元 掲
- 人を除 法第十六条第一項第三号に掲げる者 次に掲げる業務 (次項第二 一号に 掲 げ る法

災 復 五. う。 /建築 -号 の 条に規定する避難指 定する原子力災害代替建築物を 興 建 貸付金に係る建築物若しくは (再生特別措置法 び 関 物、 規定による貸付け する工事、 する 若しくは原子力災害代替建築物 避難指 補修に付 十三条の規定によるも 工 災害 示 • 随する堆積 平 解除区域原子 示・ 防関 成二十四年法律 (福 解除区 島復興 連工 土砂の排除その 建 上事又は |域原子力災害代替 11 築 0 う。 再生 を除り 力災害代 物  $\mathcal{O}$ <u></u>の 一特別措置法第三十 法 第二十 く。 同 部 第十三条第 分 法第四 | 替 建 0 -五号) 設 に係る土 他 建 工 岩し 築物 0 一十三条 宅地 建 - 三条に 第三十 築物 災 (福 地 項  $\mathcal{O}$ 害 第 整 を

> る者 業 務とする 0) 区 分に 応じ、 当 該 各号に 定め る業務及 父びこ れ 5 附 す

> > る

譲り受けた貸付 十六条第 項 債 第 権 に係る元利 号 掲 げ る者 金 0 回次 [収その に 掲 げ 他 る 業 口 収 務 に 関

す

る業 年 定する保険 住宅融 法律第五十六号) 第二十五 資保 関 保保が 険 法 成 立 昭 した貸 和 三十 年法 |条第一項の規定により取 付けについて保 律 第六 十三号) 険 法 第三 平 成二十 得 た

ï

口

- 付債 法第十三条第一項 第 六号、 権に係る元利金の回収 第八号及び第九号の業務 第五号から第十号まで並びに第二項 その他回 収に関する業 (貸付けの 決定及び 務 第 第五
- 号に定める業務を除く。
- る業務 法第十六条第一項第二号に掲げる者 険 又は生命共済に係る契約の 法第十三条第 (同号ハに掲げる業務にあっては、 項 第十 一号の業務 締結を除 (同 がく。 前号イ 号に 貸 付 規 か 債 5 定する生命 権 までに に係 る 元 掲 保
- 利 へを除 法第十六条第一項第三号に掲げる者 金の回収その他回収に関する業務に限る。 次に掲げる業務 (次項: 第二号に 掲 げ る 法
- 災 規い 興 復 興 定する原子力災害代替建 条に規定する避 建築物、 貸付金に係る建 関 (再生特別 する 関 第四 物の **%定によ** ける 避難指 Ĭ 補 措置法 Ĭ くは原子力災害代替建 る貸付け 小の規 災 付 難 築物若しくは 示 指示 害予 随 • 伞 解除区 配する堆 定 杳 • によるもの ·成二十四 防 (福 操物 解除区 関 H島復興 <sup>4</sup>積土砂 連工 域 をい 源子 建 事 域 年 築 築物 力災 を除 再 文 0 う。 ) の 原子力災害代替建 法 物 生特別 排除 は 律 0) 害代 法 第二十五号) 部 同 そのの 第 分 法第四 措 十三条第 建 . 替  $\hat{O}$ 設若 他の 置法第三十 に 建 工 係る土 一十三条 物 宅 くは 築物 地 (福 項 地  $\mathcal{O}$ 害 被に 第 整 を 0 島

口 る当該建築物 ついての審査 建 築物 又は建築物 又は建築物の部分の規模、規格その他の事建築物の部分の購入に必要な資金の貸付け 項に に係

兀 造方法に係る構造計算についての審査 に必要な資金の貸付けに係る当該建築物又は建築物の 人に限る。 法 限る。) 建築物又は建築物の部分の建設、第十六条第一項第三号に掲げる者(次項第二 購入又は改良一号に掲げる法 部分の 構

人とする。

2

法第十六条第一項第三号の政令で定める法人は、

査機関である法人 建築基準法第 七 十七 条の二十一第一項に規定する指定確認 検

造計算適合性判定機関である法人 建築基準法第七十七 住宅の品質確保の促進等に関する法律 第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関である。これでは、自立等に関する注律(平成十一年法律第八 条の三十五 0) 五. 第 一項に規定する指

口 る当該 建 築物 建築物又は 又は 建築物の 建築物の部分の規模、 部 t分の購入に必要な資金の貸付け 規格その他の事

項 に

に係

ついての 審査

兀 人に限る。) 必要な資金の貸付けに係る当該建築物又は建築物の部分の構 法第十六条第一 建 築物又は建築物の部分の 項 第三号に掲げる者 (次項 建 一設、購入又は改良、第二号に掲げる法

造方法に係る構造計算についての審査

法第十六条第一項第三号の政令で定める法人は、 次に掲げる 法

人とする。

次に掲げる法

2

査機関である法人 建築基準法第七 十七 条の二十一第一項に規定する指定確認

建築基準法第七十七条の三十五 0) 五. 第 一項に規定する指定

構

検

定構

造計算適合性判定機関である法人

一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評 住宅の品質確保の促進等に関する法律 伞 ·成十一年 :価機関である 法 律第 八

 $\bigcirc$ 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)(抄)(第三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	
二十五~四十 (略) (法第三十三条等の法令に基づく許可等の 二十四 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年 二十四 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成十四年 一~二十三 (略) (法第三十三条等の法令に基づく許可等の	(法第三十三条等の法令に基づく許可等の処分) (法第三十三条等の法令に基づく許可等の 三十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四 一~二十三 (略) 年法律第七十八号)第百五条第一項の許可 年法律第七十八号)第百五条第一項の許可 年法律第七十八号)第百五条第一項の許可 一条の法令に基づく許可等の に関する法律(平成十四 年法律第七十八号)第百五条第一項の許可
(略)	〜四十 (略) 
めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定	めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定
定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規	定を含む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都次に掲げる法律の規定(これらの規定に基づく命令及び条例の規
の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内にお「市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項	の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内にお市計画法施行法(昭和四十三年法律第百一号)第三十八条第三項
る建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限(	(3) は、1000年では、1000年には、1000年では、1000年では、1000年では、1000年では、1000年に
の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項	の規定の例によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項
- ~二十七 (各) 物に係るものとする。	- ~二十七 (各) 物に係るものとする。
十九第一シ	マンシ
2・3 (略) 二十九~六十四 (略)	2・3 (略) 二十九~六十四 (略)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和五十九年政令第三百十九号)(抄) (傍線の部分は改正部分)(第四条関係)

 $\bigcirc$ 

同項に規定する建物の更新六十四条の五第一項に規定する建物更新決議の内容により行う	る一括建替え等決議の内容により行う建物の取壊し又は同法第定する一括建替え決議若しくは同法第八十四条第一項に規定す条の八第一項に規定する取壊し決議、同法第七十条第一項に規	の七第一項に規定する建物取壊し敷地売却決議、同法第六十四号)第六十二条第一項に規定する建替え決議、同法第六十四条	七 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九一~六 (略)	する。 第七条 法第四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げるものと(法第四条第三項の政令で定める事由)	改正案
		第一項に規定する一括建替え決議の内容により行う建替え号)第六十二条第一項に規定する建替え決議又は同法第七十条	七 建物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九一~六 (略)	する。第七条 法第四条第三項の政令で定める事由は、次に掲げるものと(法第四条第三項の政令で定める事由)	現

 $\bigcirc$ 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)(抄)(第五条関係)

二十五~四十 (略)	二十五~四十 (略)
年法律第七十八号)第百五条第一項の許可	法律第七十八号)第百六十三条の五十九第一項の許可
二十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平成十四	二十四 マンションの再生等の円滑化に関する法律 (平成十四年
一~二十三 (略)	一~二十三 (略)
の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。	の処分で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
条第二項において準用する場合を含む。)の法令に基づく許可等	条第二項において準用する場合を含む。)の法令に基づく許可等
第七条 法第十八条第一項及び第十九条 (これらの規定を法第五十)	第七条 法第十八条第一項及び第十九条 (これらの規定を法第五十
(広告の規制等に係る許可等の処分)	(広告の規制等に係る許可等の処分)
現	改正案
(傍線の部分は改正部分)	

 $\bigcirc$ 

る政令等の一部を改正する政令(令和七年政令第二百七十九号)」により改正された後の条文(令和七年十二月十八日施行)※現行条文は、「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定め、公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号)(抄)(第六条関係) (傍線の部分は改正部分)

三百九十~四百七十三 (略) 成十四年法律第七十八号)	三百八十九の二 マンションの再生等の円滑化に関する法律(平一〜三百八十九 (略)	とする。 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおり	改正案
三百九十~四百七十三 (略) 平成十四年法律第七十八号)	三百八十九の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (一〜三百八十九 (略)	とする。 公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおり	現

 $\bigcirc$ 行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)(抄)(第七条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	改	正	案	現	
(審議会等)				(審議会等)	
第十七条 法第四-	法第四十三条第一章	項第一号のな	一号の政令で定めるものは、次の	第十七条 法第四十三条第一項第一号の政令で定めるものは、	は、次の
とおりとする。				とおりとする。	
一~十三 (略)				一~十三 (略)	
十四マンション	マンションの再生等の円滑化に関する法律	の円滑化に関	関する法律(平成十四年法	十四 マンションの建替え等の円滑化に関する法律 (平	成十四年
律第七十八号)	第三十七条、	条、第五十三条、	二条、第百三十六条、第百	法律第七十八号)第三十七条、第五十三条、第百三十六条及び	六条及び
六十三条のニー	十九及び第五	白八十五条に	六十三条の二十九及び第百八十五条に規定する審査委員	第百八十五条に規定する審査委員	
十五~十七 (監	(略)			十五~十七 (略)	
2 (略)				2 (略)	

$\neg$		改 正 案		現行
/#: DI	政令における用語備考 この表の下欄別表第二 第二号法	用語の意義及び字句の意味によるものとする。下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる号法定受託事務(第一条関係)	政令における用語備考 この表の下欄別表第二 第二号法:	の意義及び字句の意味によるものとする。の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる定受託事務(第一条関係)
	政令	事務	政令	事務
	(略)	(略)	(略)	(略)
	生等の円滑化に 関する法律施行 で、平成十四年 十四年	第一条、第二条(第十五条において準用する場合を含む。)、第四条第四項(第二十五条の第二項(第三十五条の三及び第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十五条の川第二項及び第四十二条第二項、第三十五条の三及び第三十九条におにより町村が処理することとされている定により町村が処理することとされている事務	を を を を を を を を の の の の の の の の の の の の	事務 事務 事務 事務 事務 事務 事務 事務 第二条、第二条、第二項(第三十四条第二項及び第四十二条第二項において準 用する場合を含む。)、第四条第四項(第三十四条第二項を要さます。)、第二十五条第二項(第三十四条第一項(第三十四条第一項(第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	(略)	(略)	(略)	(略)